

川崎市施設等利用費（私立幼稚園保育料等）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項第2号に基づく施設等利用費の支給について、必要となる事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める私立の幼稚園で、法第58条の2に基づき特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けた者をいう。
- (2) 園児 前号に規定する私立幼稚園に在園し、法第30条の4第1号の認定を受けた満3歳以上の就学前子どもであって、かつ、本市に住所を有する者又は有するとみなされる者をいう。
- (3) 保護者 前号に該当する園児の保育に関し、第1号に規定する幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を納付する者をいう。

（施設等利用費の支給）

第3条 市長は、設置者に対し、当該幼稚園に在園する園児に係る施設等利用費として、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第1項及び第2項第1号に定める額を支給する。

（請求）

第4条 設置者は、市長に対して、施設等利用費請求書（第1号様式）を所定の期日までに提出することにより、施設等利用費の請求を行うものとする。

（支給の決定）

第5条 市長は、前条の規定により設置者から提出された施設等利用費の請求に係る書類の内容を審査し、施設等利用費の支給を決定したときは、施設等利用費支払額等決定通知書（第2号様式）により設置者に通知する。

（支給方法）

第6条 市長は、前条による決定に基づき、設置者に対して施設等利用費を支給する。

- 2 前項の規定により施設等利用費の支給を受けた設置者は、保護者に対して保育料等について減免措置を行う。

(返還)

第7条 市長は、設置者又は保護者に虚偽の申請その他不正な行為があったと認めるときは、施設等利用費の全部又は一部を返還させることができる。

2 施設等利用費の支給を受けた設置者は、減免措置の対象となった園児が退園その他特別の事情により減免措置が不能となった場合は、市長の指示に基づき、当該園児に係る施設等利用費を返還する。

(実績報告)

第8条 施設等利用費の支給を受けた設置者は、減免措置の完了後、施設等利用費実績報告書(第3号様式)を市長に提出する。

(証拠書類の保存)

第9条 施設等利用費の支給を受けた設置者は、保育料等を減免したことを証する書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対して、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要となる事項については、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(宛先) 川崎市長

施設等利用費請求書

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、川崎市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について川崎市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を川崎市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 川崎市の要請・質問等に対応すること。

所在地	
幼稚園名	
設置法人 (設置者) の名称	
代表者職氏名	印

1. 施設等利用費請求金額

請求金額	円
請求対象期間	令和 元 年 10 月分 から 令和 2 年 3 月分

2. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費内訳書」のとおり

3. 振込先

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

年 月 日

施設等利用費支払額等決定通知書

川崎市長 福田紀彦

先に請求のありました、子育てのための施設等利用費については、次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

幼稚園名		
対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
支払額	円	内訳は別紙「子育てのための施設等 利用費内訳書」のとおり。
対象園児数	人	
対象園児について、年度途中の退園、市外転出等があった場合は、川崎市の指示に従い、戻入処理等を行ってください。		

年 月 日

（宛先）川崎市長

所在地 _____

幼稚園名 _____

設置法人

（設置者）の名称 _____ 印

施設等利用費実績報告書

先に交付を受けた、令和 年度の私立幼稚園保育料等に係る施設等利用費について、川崎市施設等利用費（私立幼稚園保育料等）支給要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	施設等利用費の受領金額	金	円
2	施設等利用費の執行金額	金	円
3	施設等利用費の返還金額	金	円